

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施について

特殊災害室

1 はじめに

消防庁では、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト(以下「技能コンテスト」という。)」を実施し、その結果、優秀な技能を有する5組織に対し総務大臣表彰を行いました。以下その概要について記載します。

2 技能コンテスト実施の背景

近年、石油コンビナートでは、大規模な爆発、火災の延焼等により、死傷者が生じる事案や事業所の敷地外にまで影響が及ぶ事案が発生しています。さらに、南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されています。

石油コンビナート等災害防止法に基づき石油コンビナート区域内の特定事業所においては災害対応を行うため、化学消防車等の資機材を備えた自衛防災組織が置かれています。石油コンビナート等の保安の確保、被害拡大の防止のため、この自衛防災組織は極めて重要な役割を担っていることから、消防庁では自衛防災組織の技能や士気を向上させることを目的とした技能コンテストを今年度から実施することとしました。

3 技能コンテストの概要

(1) 出場対象

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車(以下「2点セット」という)を所有し、管轄消防本部が推薦した特定事業所の自衛防災組織又は共同防災組織を対象とし、33組織が出場。

(2) 実施時期

11月5日の津波防災の日の前後に行うこととし、平成26年10月27日から11月12日までの間で実施。

(3) 実施場所

各特定事業所内

(4) 実施種目

「2点セット」を使用した競技

(5) 競技実施隊員の構成

ア 大型化学高所放水車小隊・・・中隊長(指揮者)1名、小隊長1名、機関員1名、隊員2名(省力化を実施している隊は隊員を減ずることが出来る。)

イ 泡原液搬送車小隊・・・小隊長1名、機関員1名

(6) 水利

特定事業所内に設置されている消防車用屋外給水施設(代替を含む。)

(7) 想定火点の位置

大型化学高所放水車の正面を中心に左右いずれか、約45度方向で概ね15m以上の距離。

(8) 火災想定

事象所内で、危険物火災が発生し、自衛防災組織等の2点セットが出場。大型化学高所放水車が消防車用屋外給水施設に水利部署し、後続の泡原液搬送車が大型化学高所放水車後方10mの位置に部署し、泡原液の送液体制をとる。防ぎよ体制が整った後、大型化学高所放水車から火点へ泡放射を実施する。なお、今回は泡原液搬送車からの送液はせず、放水量は2,000ℓ/minとした。



技能コンテストの様子

4 審査

(1) 審査者

消防庁、全国消防長会、消防本部(競技実施事業所を管轄する本部以外とする)、危険物保安技術協会の職員

(2) 審査内容

ア 行動審査

競技開始報告から終了報告後の解散までの間において、次の内容に関し〔 〕内に示す具体的な減点項目を定め採点した。

- (ア) 士気、規律〔号令の不明確、誤り／号令前に行動開始／服装の乱れ／任務分担外操作／中隊長指揮位置不適〕
- (イ) 正確な行動、動作、チームワーク〔呼唱の不適／中隊長の乗車確認不備／放水はじめ号令前に放水開始／放水やめ号令前に放水停止／点検報告不適〕
- (ウ) 確実な操作〔塔操作不十分(高さ・旋回・放水姿勢)／ホースの搬送・展張要領不適／指揮・号令と違う動き／つまずき・転倒／ホースの結合・接続確認〕
- (エ) 使用機械器具の精通及び愛護〔器具の投げ捨て／器具の踏みつけ／器具の蹴飛ばし／器具の落下〕
- (オ) 各隊員の安全管理〔車輪止め確認不備／乗車要領不適(飛び乗り、飛び降り)／車両の安全管理不備(サイドブレーキ)／アウトリガー・ジャッキ安全管理不備／アウトリガー・ジャッキ確認不備／放水塔伸長時・伸長後の塔体下部移動〕

イ 計時審査

審査長の放水はじめての合図から放水量2,000ℓ/minが確認出来るまでが5分を超えた場合、減点対象とした。

ウ 審査・表彰委員会

前記ア及びイにより審査員が採点した結果を消防庁長官を委員長とする審査・表彰委員会に報告し、当該委員会にて大臣表彰組織である最優秀賞(1組織)及び優秀賞(4組織)を決定。

5 審査結果

審査・表彰委員会により次の通り総務大臣表彰組織を決定しました。

(1) 最優秀賞

出光興産株式会社 徳山事業所 出光共同防災組織(山口県)

(2) 優秀賞

大黒神奈川共同防災センター(神奈川県)

新関西国際空港株式会社 関西国際空港航空機給油施設自衛防災組織(大阪府)

鹿川ターミナル株式会社 鹿川ターミナル自衛防災組織(広島県)

新居浜地区共同防災協議会(愛媛県)



総務大臣賞表彰式にて

6 おわりに

各組織とも日々研鑽を積まれた成果を技能コンテストにおいて発揮して頂きました。よって、大臣表彰以外の28組織に対しても消防庁長官表彰を行いました。この結果については消防庁HP(<http://www.fdma.go.jp/>)内の11月28日付け報道発表をご覧ください。

また、技能コンテストを通じて、競技を行った隊員だけでなく、サポートする事業所の方々も含めた防災意識の向上、さらには自衛防災組織と管轄消防本部との一層のコミュニケーションの強化が図られる等、当初の目的以上の成果が得られたと考えています。

今後も、各組織におかれては、災害の予防に努めていただくとともに、不断の訓練等により、万が一に備え、石油コンビナート等における防災体制の中核を担っていただきたいと思います。消防庁におきましても、様々な取組を通して、石油コンビナート等の保安の確保に取り組んで参ります。

なお、技能コンテストに関する詳細は消防庁HP(<http://www.fdma.go.jp/>)内のバナーに掲載しておりますので、ご覧ください。

問合わせ先

消防庁特殊災害室 瀧下、橘高
TEL: 03-5253-7528